すだちの特産化に向けた取組みに関する連携協定書

館山市（以下「甲」という。）、株式会社関門海（以下「乙」という。）及び有限会社木村ピーナッツ（以下「丙」という。）とは、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲、乙及び丙が密接な連携及び協力を図りながら、館山市におけるすだちの特産化に向けた取組みを実施し、農業をはじめとした地域産業の活性化を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第２条　甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

(1)すだちの生産に関すること

(2)すだちの流通に関すること

(3)すだちのブランド化に関すること

(4)すだちの規格外品や残渣の活用に関すること

(5)その他、両者が協議し必要と認める事項に関すること

２　甲、乙及び丙は、前項各号に掲げる連携・協力事項にかかる取組を効果的に推進するために、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲乙丙協議の上、その都度決定する。

（守秘義務）

第３条　甲、乙及び丙は、前条第１項の連携・協力事項の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏洩してはならず、また、本協定以外の目的で使用してはならない。

２　甲、乙及び丙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第４条　本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和９年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する１か月前までに甲乙丙いずれからも書面による特段の意思表示がないときは、本協定は更に同一条件で１年間更新され、以後も同様とする。

（変更及び解除）

第５条　甲、乙又は丙のいずれかが、本協定の内容の変更又は解除を書面により申し出たときは、甲乙丙協議の上、本協定の変更又は解除を行うことができるものとする。

（疑義の解決）

第６条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合はその都度、甲乙丙協議の上、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書３を作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その１通を保有する。

令和８年３月２６日

甲　千葉県館山市北条１１４５番地の１
千葉県館山市
館山市長　森　正一

乙　大阪府松原市三宅東１丁目８番７号
株式会社関門海
代表取締役社長
山口久美子

丙　千葉県館山市下真倉２３６－３
有限会社木村ピーナッツ
代表取締役社長